## 熊本都市計画地区計画の変更(嘉島町決定)

下仲間・上仲間地区計画を次のように決定する。

名 称				下仲間・上仲間地区計画
位置				嘉島町大字下仲間字天神免、五ツ、ニノ坪、同大字上仲間字八津、塘添の各一部 (約10.01)
区域の整備・	域 の 整 地区計画の目標 構 ・			約12.2ha 本地区は、町の西部に位置し、御船ICから約4.6km、南側には主要地方道熊本嘉島線、都市計画道路本荘犬渕線まで約2.2kmと交通利便性の優れた地区である。地区の東側には嘉島リバゾンが卸売団地を形成しており、これらの立地条件を活かし、良好な産業地として計画的に誘導を行い、地域産業の拠点として機能的で活力ある産業空間を創造する。
開発及び保全に関する方針	土地利用の方針			本地区は主として公害の発生のおそれが少なく、周辺の田園 環境・自然環境と調和するよう安全で魅力的な地域産業拠点 の形成を図る。
	地区施設の整備の方針			地区中央の南北方向に幅員12mの道路を配置し、さらに地区南側の東西方向に幅員9mの道路を既存町道に接続するよう配置する。地区外周部には広範囲に緑地を配置し、周辺住宅地及び農用地との緩衝緑地として整備を図る。
	建築物等の整備の方針			良好な産業空間を創出するため、建築物等の用途の制限、 建ペイ率、容積率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の 位置の制限、高さの最高限度並びに美観上等からの配慮により、垣又はさくの構造の制限を行う。
地区整備計画	地区施設の配置	道路	道 路	幅員12m(地区中央の南北方向) 延長約290m 幅員 9m(地区南側の東西方向) 延長約337m
		公園·緑地	緑地	開発面積の20%以上 (嘉島町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基 盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める 条例において定める区域においては、その割合)
	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	下仲間・上仲間地区計画
			地区の面積	約12.2ha
		建築物等の用途の制限		製造業、流通業務の用に供する施設 (建築基準法第48条(別表2)に基づく準工業地域に建築して はならない建築物を除く) (流通業務施設には、流通業務施設に付随する倉庫業法第2 条第2項の倉庫業を営む 同条第1項の倉庫を含む。ただし、同条第3項のトランクルーム を除く)
		建築物の容積率の最高限 度		200%以下
		建築物の建ペイ率の最高 限度		60%以下
		建築物の敷地面積の最低 限度		500㎡以上
		壁面の位置の制限		道路境界及び敷地境界から2m以上後退すること。
				地域の個性、特性を尊重し、周辺環境及び景観に配慮した施設の機能上必要な高さとする。
		建築物等の形態又は意匠 の制限		周辺地域の環境・景観に調和したものとする。
		垣又は柵の構造の制限		周辺地域の環境・景観に調和したものとする。
備考				可能な限り、雨水を地下浸透させるための施設(浸透ます等)を適切な方法で設置すること。企業が立地する際は、予め地下水使用計画、雨水の地下浸透計画を町に提出し、公表する。 ※都市計画決定年月日 ・当初決定:平成20年9月8日(嘉島町告示第41号) ・第一回変更:平成26年12月12日(嘉島町告示第83号) ・第二回変更:平成29年3月3日(嘉島町告示第10号) ・第三回変更:平成30年8月29日(嘉島町告示第66号)